

地域児童育成事業

①放課後児童健全育成事業

1 趣 旨

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に学校の空き教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

2 事業の概要

(1) 事業内容

放課後児童健全育成事業を実施する市町村に対する補助

ア 放課後児童クラブの運営費補助

イ 既存の小学校の余裕教室の改修等や必要な設備の整備などの環境整備に対する補助

ウ ボランティアの派遣や、指導員の健康診断、障がい児受入のための指導員の確保等に対する補助

(2) 補助率 国1/3、県1/3

3 平成23年度予算額

381,924千円(国庫補助事業)

(担当課 青少年家庭課)

子育てに関する経済負担対応事業

①第3子以降保育料軽減事業

1 趣 旨

経済的負担感の大きい多子世帯の保育料を軽減することにより、安心して子どもを生み育てることが出来る環境づくりを推進する。

2 事業の概要

認可保育所、へき地保育所、保育型児童館及び認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準に適合している場合に限る。)に入所している第3子以降の3歳未満の児童に係る保育料を軽減する。

実施主体 市町村

補助率：県1/2

3 平成23年度予算額

121,160千円

(担当課 青少年家庭課)